

LPガスの取引の適正化

最終更新日：2023年08月30日

[石油・LPガストップ（新着情報）](#) [申請・届出様式等](#) [給油所等の立入検査](#) [関連法令](#) [関連リンク](#)

LPガスの取引の適正化について

LPガス料金について

LPガスの料金は、ガソリンや灯油などの料金と同様に販売店によって異なります。販売店によってLPガス料金が異なる理由として、原料仕入れコストの違いのほか、供給設備の規模やサービスの内容、保安対策の費用などにも差異があります。このため、販売店から十分な説明を受けたうえで、LPガス事業者を選択して下さい。また、特に賃貸集合住宅入居時に確認していただきたいポイントをまとめておりますので、ご参考にされてください。

[賃貸集合住宅入居時に確認していただきたいポイント\(PDF:158KB\)](#) 

契約時の書面交付について

液石法（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の第14条では、新たにLPガス取引を始める際に、料金構成やその内容、設備の所有権などをわかりやすく書いた書面（以下「14条書面」という）を消費者に対し交付するよう、販売事業者が義務付けています。

14条書面には以下のような重要な事項が記載されています。14条書面の交付を受ける際は内容を十分確認し、不明な点は販売事業者から納得がいくまで説明を受けて下さい。

なお、一般消費者の皆様向けに、LPガス供給契約時における契約書面の確認ポイントをまとめております。後日、思わぬトラブルに発展することのないよう、契約の際にはポイントを踏まえてしっかりと確認しましょう。

[LPガス供給契約時に、消費者の方に確認していただきたい6つのポイント\(PDF:148KB\)](#) 

【14条書面の内容】

1. LPガスの種類
2. LPガスの引渡しの方法
3. 供給設備及び消費設備の管理方法
4. 消費設備の調査方法、一般消費者への周知方法
5. 保安業務を行う者の氏名（又は名称）
6. 価格の算定方法（価格の計算方法）
7. 算定の基礎となる項目（基本料金、従量料金等）
8. 算定の基礎となる項目についての内容の説明（基本料金、従量料金等の内容の説明）
9. 供給設備及び消費設備の所有関係
10. 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担方法
11. 消費設備の利用料について、一般消費者が支払うべき費用の額及び徴収方法
12. 契約解除時に消費設備を一般消費者に所有権移転する場合の精算額の計算方法

販売店の変更について

自分にあった販売店をお客様自身の責任で選ぶことが出来ます。

販売店を替える場合には、現販売店との契約の解除・清算に関する事項を14条書面や契約書で確認しましょう。また、新しい販売店と契約を交わす前に、14条書面や契約書の内容を十分に確認し、不明な点は説明を受けましょう。

なお、契約の解除の申し入れを受けた販売店は、原則1週間以内に自社所有の供給設備を撤去することが液石法で義務付けられています。

お問合せ先

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課
電話：092-482-5476

- 生活するためには、LPガス・都市ガス・電気などのエネルギーが必要不可欠です。
- 気持ちよく賃貸集合住宅へ入居いただくために、賃貸集合住宅を選ぶ際には、「駅からの距離」「間取り」「建築年数」「家賃」などと同様に、「LPガス料金」も検討条件に加えましょう。
- 具体的には、LPガス料金にかかる次の点を、予め、確認しましょう。

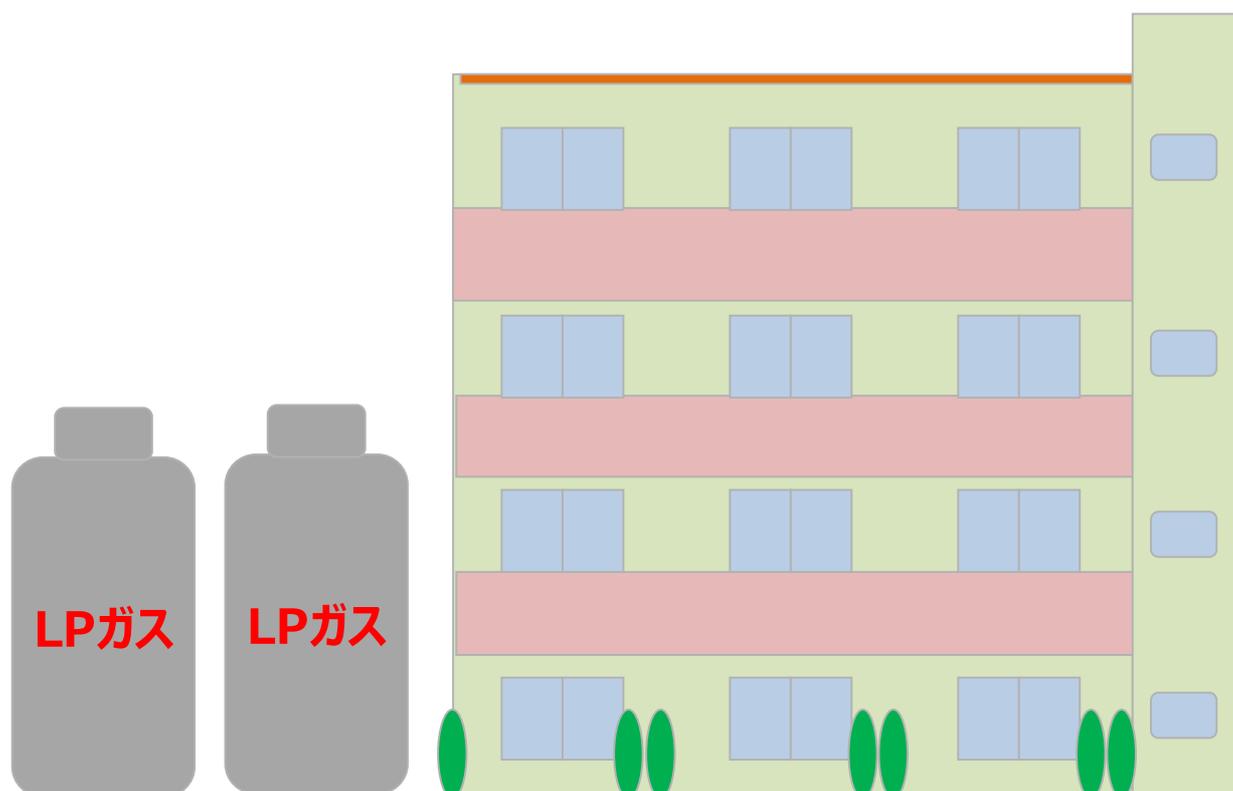
※国土交通省から賃貸住宅関係団体へLPガス料金の情報提供について周知依頼が行われています。

※LPガス料金は入居先によって異なります。

①毎月のLPガス料金はどのくらいになりますか。

②LPガス料金の中に、使用量の外、設備利用料金などが含まれていますか。

③設備利用料金などがある場合、その支払い方法と支払い金額の目安を教えてください。



LPガス供給契約時に、消費者の方に確認していただきたい6つのポイント

(契約の際に事業者から交付されます書面(液石法第14条書面)について、次の点、確認をお願いいたします)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスの取引を適正化するため、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、法第14条に規定する事項を記載した書面(以下、「液石法第14条書面」)を一般消費者等に交付しなければならないとされています。

特に、料金の透明化を図るために、次表左欄の「質問」に対する次表右欄の「説明」にあたる内容を、液石法第14条書面に記載することとされています。

この確認を見落とされた場合、**後日、思わぬトラブルに発展すること**も考えられますので、一般消費者等の皆様におかれましても、**契約の際に、次表のポイントを確認**いただき、LPガスをご利用いただけますようお願いいたします。

確認(質問) いただきたいポイント	液石法第14条書面の記載例(説明例) ※記載内容は液化石油ガス販売事業者によって異なります
【ポイント1】 LPガス料金(価格)の算定方法、算定の基礎となる項目を、教えてください (規則第13条第5号)	1. LPガス料金の算定方法及び算定の基礎となる項目 毎月のLPガス料金は、基本料金と従量料金などの合計で計算されます。 LPガス料金=基本料金+従量料金+原料費調整額(調整がある場合)+設備使用料(販売店所有の消費設備、機器等がある場合) 請求金額(お支払いいただく金額)は、LPガス料金と消費税の合計となります。
【ポイント2】 算定の基礎となる項目の内容を、教えてください (規則第13条第5号)	2. 料金算定の基礎となる項目 ○「基本料金」 LPガスのご使用量に関係なく発生する経費を一律にいただく料金で、LPガス容器、ガスメーター、調整器、高圧ホース等の供給設備や法定点検調査、LPガス保険料、検針費等の固定管理費等が含まれます。基本料金は、LPガス料金表で確認ください。 ○「従量料金」 LPガスのご使用量に応じて発生する経費をご使用量に応じていただく料金で、ガス原料費、ガス配送費、管理費等変動的経費等が含まれます。従量料金は、LPガス料金表で確認ください。 ○「原料費調整額」 LPガスの価格は、ガス原料価格や為替の変動により毎月変わります。そのため、その変動に応じて従量料金を一定期間ごとに調整するものです。 ○「設備使用料」 当販売店所有の消費設備、機器等をご利用いただいている場合は、設備使用料が別途加算されることがあります。 当販売店所有の消費設備、機器等及び設備使用料については、○○で確認ください。
【ポイント3】 消費設備や供給設備の所有者を、教えてください そもそも消費設備、供給設備とは、何でしょうか、教えてください (規則第13条第6号)	3. 供給設備の所有関係 【例1】 供給設備は、お客様のところに設置したLPガス容器からガスメーターの出口までを指します。供給設備は、当販売店の所有となります。 【例2】 供給設備は、お客様のところに設置したLPガス容器からガスメーターの出口までを指します。供給設備の所有関係は、別表「供給設備の所有関係一覧表」に記載されています。 4. 消費設備の所有関係 【例1】 消費設備は、お客様のところに設置されているガスメーターの出口から燃焼機器までを指します。消費設備は、お客様の所有となります。 【例2】

	<p>消費設備は、お客様のところに設置されているガスメーターの出口から燃焼機器までを指します。消費設備の所有関係は、別表「消費設備の所有関係一覧表」に記載されています。</p>
<p>【ポイント4】 供給設備及び消費設備を、設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用の負担方法を、教えてください 私はどのような場合に負担するのでしょうか？ （規則第13条第7号）</p>	<p>5. 供給設備の設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用の負担の方法 供給設備は、当社が所有していますので、設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用は、原則として当社が負担します。 ただし、お客様のご都合（※）により、設置、変更、交換、修理、撤去等を行う場合、その費用は、お客様負担とさせていただきます。 （※）【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台所、浴室の場所を変えたいので、供給設備の位置も変更・設置してほしい。 ・住居を店舗兼住居に変えたいので、供給設備の規模を変更・設置してほしい。 ・物をぶつけて供給設備を壊してしまったため、供給設備を交換・修理してほしい。 ・オール電化住宅にしたいので、供給設備を撤去してほしい。 <p>6. 消費設備の設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用の負担の方法 【例1】 消費設備は、お客様が所有されていますので、設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用は、お客様の負担となります。 【例2】（LPガス販売事業者が所有する場合） 消費設備は、当社が所有していますので、設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用は、原則として当社が負担します。 ただし、お客様のご都合（※）により、設置、変更、交換、修理、撤去等を行う場合、その費用は、お客様負担とさせていただきます。</p>
<p>【ポイント5】 販売事業者所有の消費設備を利用する場合、支払うべき費用及び徴収方法を、教えてください 使用料が「0円」ということですが、本当でしょうか？基本料金や従量料金に含まれていないのでしょうか？ （規則第13条第8号）</p>	<p>7. 当販売店が所有する消費設備を利用される場合の設備使用料及び請求方法 【例1】 当販売店が所有する消費設備を利用される場合の設備使用料は、消費設備ごとの耐用年数に基づき算出された額（※）の合計となり、毎月の料金請求の際に請求させていただきます。詳細は別紙「〇〇」で確認ください。 （※）設備使用料 = (設置時費用 × 償却率) ÷ 12 償却率は、設備の耐用年数によって異なります。</p> <p>【例2】 当販売店が所有する消費設備については、解約時に、定額法による正当な時価相当額でお客様に買取り清算していただきます。 定額法による時価相当額の計算方法は、以下のとおりとなります。 時価相当額 = 設置時費用 - [(設置時費用 × 償却率) × 経過月数 ÷ 12] 償却率は、設備の耐用年数によって異なります。</p> <p>【例3】 当販売店が所有する消費設備を利用される場合の設備使用料は、いただきません（「0円」となります）。</p>
<p>【ポイント6】 販売契約解除時の販売事業者所有の消費設備（配管）の精算額の計算方法を、教えてください 精算額の計算に必要な設置時費用、耐用年数を、教えてください （規則第13条第9号）</p>	<p>8. 契約解除時の消費設備（配管）の精算額の計算方法 当販売店が所有する消費設備（配管）については、解約時に、定額法による正当な時価相当額でお客様に買取り清算していただきます。 定額法による時価相当額の計算方法は、以下のとおりとなります。 時価相当額 = 設置時費用 - [(設置時費用 × 償却率) × 経過月数 ÷ 12] 償却率は、1/15（耐用年数15年）を採用いたします。</p>